

1. 景観に関する町の考え方を問う

平成17年に我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため景観法が施行され、令和2年3月時点では景観計画策定団体は604団体となっている。また、近隣地域では小田原市が平成17年12月に南足柄市が平成24年12月に山北町が平成30年6月にそれぞれ制定している。

本町では第五次開成町総合計画後期基本計画の中で、都市の機能と景観が調和するまちとして現況や課題をあげているが、日本一きれいなまちを目指す本町においても良好な景観の形成を促進すべきであると考える。駅前通り線周辺整備事業も進んでおり、新たなまちづくりが始まり、今後都市計画道路等の整備が進められる。

水と緑の美しい田園風景、酒匂川の松並木これらの景観形成の維持、また市街地における建築物や工作物等についても良好な景観を保つため、町の対策が必要であると考える。以上のことから次の事項を問う。

- ① 景観の保全に向けた取組みは。
- ② 良好な景観の形成を促進するために景観計画が必要だと考えるが。